

第4回 芦屋市地域福祉計画策定委員会議事録

日 時	平成 18 年 10 月 17 日（火） 14：00～16：00		
会 場	芦屋市役所 北館2階 第3会議室		
出席者	委員長 牧里毎治 委員 三毛美子、土田美世子、遠藤哲也、若林益郎、首藤和夫、 伊藤尚、島サヨミ、津田和輝、渡辺洋子、今村千顯、柴沼元、 中野久美子、浅原友美 事務局 保健福祉部総務課		
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
	< 非公開・部分公開とした場合の理由 >		
傍聴者数	人		

（１）施策の展開について

委員長：では、事務局から説明してください。

事務局：資料により説明（略）

委員長：ここから、皆様のご意見をいただきたいと思います。ご感想でもけっこうです。全体にわたっていかがでしょうか。

特段ないようでしたら、基本方針の柱ごとに進めてはどうかと思います。「施策の体系」というひと目でわかる表がありますので、各柱ごとにご意見をいただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異論がないようですので、そのように進めさせていただきます。

では、基本方針1「地域福祉活動への住民参加の促進」について、ここに書いてないことも含めて率直なご意見をお願いします。

委員：ボランティアの育成についてですが、障がいのある人を支援するボランティアは専門的なアプローチも必要なのですが、あまりにも専門的な側面を強調すると一般の人は敷居が高くて敬遠してしまいます。例えば、障がい児の兄弟や親は全くの素人、ゼロから始めるわけですから、「専門的な知識や技術が必要な場合も多く」というより、「必要な場合もあるが」という程度でいいのではないのでしょうか。

委員長：専門的な技術や知識もいるのだけれど、一人の住民として接してもらえるような、まるごと生活者としてつきあってほしいという要望もあるのではないかという趣旨だと思います。一般的な方にも、もっと積極的に関わっていただけるような書きぶりに修正してください。

委員：基本方針1だけでなく全体に、「プライバシーや個人情報の保護」について触れられていますが、医療関係者の立場で言うと、個人情報保護とのかねあいで必要な情報をなかなかもらえないということがあります。個人情報と全体の福祉との整合性がとれるのかどうか、もしどちらかを優先する場合は、それをどう判断するのかという

ことを書いておかないと福祉が福祉でなくなることもありえます。プライバシーととらえるのかどうか。そういうことについて触れておく必要があると思います。

委員長：プライバシーや個人情報の保護は大事だが、行き過ぎると活動を足踏みさせることになりはしないか。かといって規制なく情報を出していいのか、ということもある。表現は難しいですが、保護しながら活用する。実際は難しいと思いますが。一つ一つケースバイケースだと思いますし、悪用する人もいるので、チェックをかけながらどう問題に取り組むのか。福祉的な課題を抱えている方は、あまり知られたくないということも多いと思う。だからといってふたをしてしまうと、問題が理解してもらえないで、個人責任で終わって地域に埋没してしまう。情報の保護ばかりになると行政やお医者さんに責任を持ってもらって、素人にはできないということになる。

委員：地域社会がもっと成熟すれば信頼関係が結べる。それをつくりあげることが必要だと思います。

委員長：福祉的支援は、ボランティアにしても専門的援助にしても個人情報がわからないとできませんから。

委員：個人情報保護法ができて、今まで以上にメディアにも取り上げられています、それ以外に刑法などもっと厳しい法令があります。医師や薬剤師などは、法令で情報に関する縛りがあります。福祉の世界では、個人情報保護法もかぶるものがありますが、使い方次第。使い方の選択肢を、行政なりこういう場所で話し合えば、刑法がらみの保守義務などとは違って、線引きがあれば関わる人たちもやりやすいのでは。人相手なので必ずマニュアルどおりにはいかないが、個人情報保護が自己規制や歯止めになって、動きが阻害されるようでは困るので、ある程度の指針があればと思います。

委員長：芦屋市独自に個人情報を保護しながら、なおかつ取り組んでいこうという。民生委員さんは守秘義務がある。団体として倫理綱領がある。お医者さんにも専門職として守秘義務がある。ボランティアや地域で活動する人も、ルールをつくって守りましょうというものを作る機運が必要。それがないと、ややこしいことが出てくるから、何もしないほうがいいねということになりかねない。そこで知り得たことをしゃべってはいけないとか、自分たちの規範をつくってやっていく。社協さんは、どうですか。

委員：社協の事業については、独自に個人情報保護規定をつくっていますが、地域の活動となると…、団体は注意できますが、日常的な近所づきあいなどではそれほど意識しなくてもいいのかなと。(あそこのお宅は)一人暮らしなどと必要以上には言わないとか。

委員：過度のプライバシー保護の弊害も、逆に配慮不足も問題です。これらを入れるとしたら、基本方針4の(2)福祉文化の醸成のところの プライバシーへの配慮や個人情報の保護についての啓発のところではないでしょうか。福祉とつなげてプライバシーや個人情報をどう考えるかという視点で。1ページはこのままでいいと思います。

事務局：人としての常識の部分で、プライバシーへの配慮についてお互いの共通認識ができれば、そんなに過度に言わなくてもいいのではないのでしょうか。確かに、個人情報を詐欺や犯罪など悪用する人もいるので、その点での保護は必要だが、日常生活でいうならば、互いに配慮をもちつつ過度の保護をしない、共通認識やバランスが大事だと思います。

委員長：基本原則は、「個人に関わる情報は本人が持ち主である。持ち主の許可なく勝手にばらまくことは人権侵害だ」という発想があるかどうか。知的障がいや認知症の方の場合は、本人にかわる人が代理権を持つ。そこまで理解できる啓発をするかどうか

か。日本の社会は、情報はただ（無料）としてきた。アメリカのように肖像権だけで商売になるなど行き過ぎだと思いますが、逆に日本は名簿もすぐできたりする。社協さんにも最近情報はくれないんじゃないですか？

委員：自分で出してくれるもの、地域でつかんだものはいいが、それ以外は難しいです。

委員：プライバシーとは何か。自分のことを知られないということではない。自分の情報を自分が管理するということではないか。知らない間に自分の情報がもれていることがある。そういう前提でいうなら、自分の情報を自分でコントロールすることをプライバシーの定義にもってほしい。特に、緊急時の要援護者のリストなどはそこに踏み込まないとできない。公務員にはきつい縛りがありますが、そこまで踏み込む必要があるのではないか。

委員長：個人情報自己管理するものであるという啓発をどんどんする。災害時の緊急支援もあらかじめ登録しないと助けられない。本人の了解なくてはできない。

委員：個人情報保護法ができたときに、特に行政が困惑して、学校現場でも養護の先生から情報がもらえなくなりました。一般の中では、NPOや団体どうしなどはコミュニケーションがあって信頼関係でできるが、行政が入ると温度差があるように思う。一般のうわさなどは自然に淘汰されるものである。守秘義務はわかっているが、行政が絡むとどうしてもプライバシーの問題が出る。

委員：今の意見に共感します。一つひとつのことについて「この情報は提供してもいいですか」と予め聞いておけば問題はないが、そういうことは実際には不可能です。だから行政としては出せないと言ってしまうのか、あるいは「当事者にとって利益になることであれば、たとえ本人に許可を得ていなくても必要なところに伝えていける」というような指針を考えるのか。例えば、大学では「学生の利益になるということであれば、しますよ。それが嫌な人は申し出てください」という対応です。全部聞いておいて、許可がなければ何もできないというのではなくて。大学のやり方がそのまま使えるとは思いますが、新たな指針があってもいいのではないのでしょうか。

委員：委員が柔軟で踏み込んだ考え方を示された。震災では、プライバシーを踏み越えて助けてもらわなければなりません。そういう意味で、一步踏み込んだ考えだと、うれしいなと思います。

委員長：この議論は出尽くしたと思います。他にどうですか。

委員：社協の支援ですが、民生委員や福祉推進委員のレベルアップをお願いしたい。推進委員になったけれど、こんな生ぬるい活動では嫌だというのでやめた方がいる。もっと研修なりレベルアップの支援があれば、よりいい。積極的に育ててほしい。

委員：地区別に活動しているが、個人の意識に差があるのは確か。研修は地区ごとのものと全体研修がある。もっとしたいという人もあれば、仕事が多くてそこまでできないという人もある。もっと動いていけるようにしたいと思う。

委員長：具体的にはどうしたら、元気になりますか。

委員：実際に自分が手を使って高齢者なりに接触する機会が少ない。委員どうし話し合いの場はあるが、地域で実地に活動する場がない。何もわからなくて飛び込んだ人は、ヘルパーさんが足りないところで手を差し伸べる立場でやってきたのにそういうことがない。体験活動を増やせば、こっちならできるということもあると思っている。地区ごとに車椅子の押し方や着脱の練習などはやっているが、実働体験がなく結びつかない。

委員長：地区の皆さんの推進委員が望んでいないのか、社協が押さえ込んでやらんと

いてくれというのか。

委員：個人的にはやっている人もあるが、全体ではどこまでやってくださいとは言っていない。

委員：芦屋メンタルサポートセンターは、社協の会長との話し合いで、研修会を地区ごとにやっています。そこでの質疑応答で認知症などの例が出てきて、みんなで話し合っています。事例は、特殊なものも含めて実際にあたるわけではないので、心的障がい者への対処の仕方というかたちで研修を進めています、直接言っていただければやり方の工夫もできる。

委員長：体験研修の機会の提供、活動場所の積極的な提供と書いていいのか。

委員：社協の活動計画には書いてあります。どうかたちで研修を持っていくかです。

委員長：社協が書いた推進計画と整合性をとって書いていかないと。踏み込んだ推進の支援の書き方がいるというご提案ですね。

委員：(4)住民主体の地域福祉活動に対する支援の 地域コミュニティ活動を支援する人材の育成、はずばらしいことだと思います。目玉にもなりえると思うので、もう少し踏み込んで述べてはどうか。具体的な計画があるのか、有償なのか無償なのかも含めて詳しく書いてみてはどうか。有償でコミュニティワーカーの人がいれば素晴らしいが、ボランティアで考えているのならば、具体的にどういう人が見えにくい。育成するというのは、講座なのか。

委員長：いちばんいいのは市役所の人ボランティアで地域に入っていく。市役所で出世したいなら地域の活動に入りなさいとか。

事務局：有償でワーカーをおくというのは財政課との話し合いも必要ですが、講座等を開設して人材を育てていくという方向はあると思います。

委員長：市役所の職員の中で、地域に興味のある人もいるでしょう。それを開拓して、地域イベントのコーディネートをしてもらえばいい。そうすると市役所に対する市民の見方もかわる。

委員：職員の中にも意欲ある人はいらっしゃいますよ。

委員長：もっと後押しするような施策メニューにすればいい。

委員：市職員は、色々なイベントにはボランティアで出ようとしています。事故が起きたらどうかという問題もあるが、市民のボランティアも来てくださっているので、当然職員もボランティア。そういう意識の中から、公務でなくてもボランティアでいく。そういう方向は現実にやっています。

委員長：自分の休暇を使って出て行くとか、どこの課がいちばん消化しているとか、そういうことが支持される雰囲気や環境づくりが大事。

委員：ボランティア休暇の制度もあります。

委員： 情報発信の工夫について、自治会や民生委員と連携してやりましょうとおっしゃっておられました。今はどういう状態なのですか、情報を自治会と連携して流していることはあるのですか。

事務局：福祉の情報を自治会を通じて提供することは、現在はありません。

委員：連携がないために、問題が起きている。

委員長：どういう工夫をするのか。

事務局：これが縦割りの弊害かもしれませんが、自治会の所管部署が福祉の部署ではないので、情報提供をお願いしにくいという問題があります。

委員：老人クラブも県から情報が流れてきます。情報がいくつも入ってくる。整理し

ないと無駄があると思います。

委員長：では次の基本方針2「福祉サービスの充実」について、ご意見をお願いいたします。

委員：(3)地域資源の有効活用 福祉ファンドの項目は、大事だと思います。できればもう少し積極性のある書き方をしてはどうでしょうか。すぐにできるとは思いますが、検討をしていくことは重要であると思います。寄付行為を募るだけならこの程度でよいと思いますが。

委員長：やるなら第3セクターを創設して、市民が管理する。その下支えを行政がすると市民活動活性化の泉ようになる。寄附することで市民参加しようという意欲も高いので、実現すれば芦屋らしいものができる。

委員：事例について、リサーチはしましたか？

事務局：いくつかの例があることは情報収集しています。

委員：そういう情報は、ここでも教えていただいたら。外国の例も含めて。

委員長：外国の事例は多すぎるし、日本の風土にあった事例を情報収集してもらったら。市川市の例などもあります。大阪ではコミュニティ財団。商工会議所が集中管理をやっているなど、例はいくつかあります。すぐできるかということ、簡単ではないかもしれませんが、機運にはなっていく。

委員長：では次の基本方針3「福祉サービスの適切な利用の促進」について、ご意見いかがですか。

委員：地域包括支援センターという言葉が何回か出ています。高齢者のシステムでは、重要な役割を果たしています。障がいの分野でも、自立支援協議会なるものをつくり、そこに相談業務を入れ込み、それを行政が主体となってやりなさいと言われている中で、地域包括支援センターは重要な位置を占めると思います。地域包括支援センターの中に、高齢者も障がいも子どもも入れればと思います。地域福祉、介護保険、保健センター、社協、ここへ来てやっと総括した全体像が見えてきたように思います。今後どういう方向付けを出すのかに関心があります。地域包括支援センターがどのような形で稼動していくのか。

委員長：地域包括支援センターをどう考えているのか。

事務局：地域包括支援センターは、高齢者の総合窓口として地域の中にあります。高齢者生活支援センター5つのうち、現在3つが地域包括支援センターになっています。ただ、地域の中は高齢者だけでなく色々な方が住んでいるので、地域の課題をどう見ていくか。役割を総合的に果たせるようなものができれば理想だとは思いますが。一方で、地域包括支援センターは介護保険の財源を使った地域の高齢者の総合的な窓口です。介護保険の財源を使って運営している。そうすると財源を出している人たちがどう考えるか。ただ、地域の課題を地域で解決していくという考え方は大きな柱にはなる。

委員：市の考え方を言わせていただきます。(高齢者の)地域包括支援センターは、この4月からスタートして、現在右往左往している状態です。全国的にそうです。地域包括支援センターは、介護予防のプラン作りに追われている。高齢者の場合、地域包括支援センターがあり、さらに(「施策の展開」の9ページの)図に示すようなネットワークシステムもあり、3年前から地域ケアシステムの様々な組織ができています。確かに地域によって若干温度差はあるが、民生委員、福祉推進員、自治会など地域の協力を得てやっています。高齢者を対象にしたネットワークは大分できている。その中に、地域包括支援センター運営協議会という第三者機関と、権利擁護委員会もある。

今後は権利擁護委員会に、障がいのある人や、できれば私の考えでは児童をとりこんでいきたい。少し動きかけてはいますが、まだ研究の段階です。しかし、このネットワークはあくまでも高齢者のものであり、まだ検討の段階で、高齢者以外の問題はこれからです。せっかく存在するこのシステムを、高齢者だけでなく総合的に受け入れるシステムとして具体としてできないかな、というのが今の考えです。まずは、権利擁護の関係で、総合的に虐待、財産管理などをとりこんでいけないかと思っています。地域包括支援センター自体がまだスタートして半年なので、本来業務ができる段階に早くもっていきたい。イメージとしては、その上で発展的にふくらませたい。

委員：地域包括支援センターの中に、障がい者問題の専門相談ができる人をつれてきて、そういう形を想定して進めばいいと思う。

委員：3年後に、制度がおそらくそこに踏み込むのではないかという動きもある。そういう流れになる可能性はどうでしょうか。

委員長：障がいの分野が介護保険に一本化するとそうなるでしょう。それがいいかどうかは、別の問題ですが。地域包括支援センターのもとになっているのは、在宅介護支援センター。在宅介護支援センターの頃から、地域と協働して支援システムをつくっている所はいいが、介護保険業務だけやっていた所は（機能が）悪くなっていく。ゴールドプランの在宅介護支援センターは、元々イギリスのシステムで理想論。介護保険導入で、在宅介護支援センターが宙に浮いてしまった。流れがケアマネに行ってしまったからです。在宅介護支援センターは、介護保険によって地域との関係が切れて、民生委員さんとの関係も切れてしまった。そういう状況の中では、丸裸の城みたいなもの。地域へのチャンネルがない。一から立て直す必要がある。そのためには出城がいる。もっと市民が気軽に、僕は「ぼやきセンター」と言っていますが、そういうものが各地区にあって専門家につなぐ体制にしないと、本来の意味の地域包括支援センターの役割を果たせない。民生委員や福祉推進委員、ボランティアと一緒に活動する。震災のときの精神を取り戻さないといけない。自分のことは自分でしよう。お互いに相談者であり相談される関係を取り戻す。

委員：障がいの分野もいずれ介護保険に包括されるのは見えているが、自立支援法の地域活動支援センターはどうなるのか。

委員長：難しい問題です。介護保険制度は、身体的な介護が中心の仕組みです。障がい者の自立支援はまた違う。なぜなら、障がいには様々なものがあるからです。肢体不自由の人は多少なじむが、障がいの種類や程度は人によって違うので、介護保険制度にはなじまない人も出てくる。障がい分野は、文化の問題や働く機会の問題など、もっと広い。そういうことを含めて支援しようと思ったら税金で、行政責任でやらないとだめ。権利擁護の方向でつくってタイアップすると一応は現実的になる。介護保険でやるとお金の出どころがない部分は、全部切っていくことになる。介護保険に全部なじむものではない。でも、全部税金でやるのは無理なので、市民もできることを何かやる。発想を変えていかないといけない。障がい者自身も何か活動できるようにしていこう。たとえば仕事はだめでも実習する現場をつくる。お金にならなくても、障がいを持っている方が自信を持てば、地域の一員として活動の場が生まれる。その殿堂が自立支援センターになると、また違う。議論があって二頭立てで行こうとしていると思う。

委員：確かに地域活動支援センターという視点が抜けていますね。総合的に取り組んでいくとして、どういう方向性かはまだ見えない。（地域活動支援センターは）地域の中の障がいの関係のひとつのセンター。地域包括支援センターと地域活動支援センタ

ーでそれぞれの専門性はいる。芦屋の地域包括支援センターは、よくやってくださっている。実際、事業赤字を出しながらやってくれているところもあります。熱意がありますから。総合的に課題を解決するためのネットワークシステムとしては利用できる。高齢者のシステムを母体にしながら、障がいの部分を取り込むという発想。地域活動支援センターは、ホットな内容なので落とし込んでもいいと思います。

委員：地域包括支援センターは、介護保険の財源だから、他の事業はできない。将来的に総合的になることはあるかもしれないが、現在の法体系ではできない。が、システムとしてはモデルになるし、自立支援法という法的な根拠をもって財源も持つことになるので、並行して考えないといけない。

委員長：イメージ図では組織名で書いてあるので、それぞれどんな働きをするのかを記載してください。どういう機能を果たすのか。サロンみたいな、居場所みたいな、そこで問題が発見されたり、ボランティアが生まれたりするような、そういう機能のイメージを説明してほしい。

委員：システムとしてはいいが、障がい者は入っていない。介護を受ける手前で安くすまそうとしているようにも見える。

委員長：障がいとか難病とかのケースは専門的な人が関与しないと難しい。小学校区でやれといっても人がいない。専門家だけしかいないのかということ、そうではなくて地域のボランティアも集まる場があって、チームでやっているようなシステムを考えられればよい。それを市のレベルでつなぐ、とかいうものがないと進まない。この絵は、高齢者や子ども一般。障がい、病気の問題を地域で取り上げるのにはうまくまわらない。具体化するように、もう少し詳しいイメージ図を描いてください。

委員長：では最後の基本方針4「人にやさしいまちづくりの促進」について、ご意見をお願いいたします。

委員：前の章になりますが、「成年後見制度の利用支援」の項目で、児童の権利擁護も入れたほうが自然なのではないか。また、子どもという表現の中に中高生が入っていないのが気になる。中高生の居場所づくりも入れてほしい。子どもは小学生または幼児だけではないので。児童に関して居場所づくりを書いているが、その次はいきなり福祉文化になるので、居場所づくりも大切だが、相談発見システムが地域で機能することが大事。児童虐待等地域の問題も発見できるなど明確に書いておく方がいい。

委員：スモールビジネスによる社会貢献は、大切な項目なので抽象論ではなく具体策を入れてほしい。

委員：(2)相談体制の充実でワンストップサービスをどこかに入れてほしい。

委員：(2)相談体制の充実の 総合相談体制の確保のところ「福祉全般の相談窓口」というのがあるのですが、ワンストップサービスという言葉を入れましょうか。別立てで入れる必要がありますか。

委員：総合窓口が市に1つでも困るので。地域にも窓口を。

委員長：この時間だけで議論を全部片付けようということではありませんので、ファクスなどでも意見を受け付けます。自由に書いて事務局に送ってください。それを受けて、もう少し中身を豊かなものにしてもう一度チェックしてもらいます。

事務局：事務局にいつでもご意見をください。この後、これまでの経過を庁内の決定機関としての推進本部会議に報告します。そこで庁内の意見も聞きながら来月の策定委員会では、もう少しふくらませた内容を協議いただきます。

委員：資料は事前に送ってもらって論議したいです。

(2) 地域福祉シンポジウムについて

事務局：お手元にチラシを配布していますが、昨年の市民会議のメンバーの皆さんが中心になって実行委員会をつくり、地域福祉のシンポジウムを企画されています。市と社協も共催してバックアップします。できましたら、策定委員の皆さんもPRもふくめてご協力いただき、ご参加もいただければと思います。チラシも用意していますので、お持ち帰りください。

(3) その他

事務局：市民意識調査のまとめは、前回速報を出しましたが、速報後の再チェックで誤入力を修正したのと、その後も何件か調査票が届きましたので、%等の大きな修正はありませんが、データが変わっています。修正後のデータを報告書に反映しますのでご了承ください。

委員長：それでは、これで終了します。